

東京都大田区は29日、住宅の空き部屋に外国人旅行者らを有料で泊めることを認める民泊で、区内の4消防署と情報共有で連携する覚書を結んだと発表した。民泊用の施設が消防法に定められた防火設備を整えているかどうか、区は施設を認定する前に消防署から意見を聞くといった内容だ。

## 民泊で消防署と連携

大田区、防火設備点検など

認定した後には法令違反が見つかった場合、区と消防署が連携して対応することも盛り込んだ。

消防署との連携を密にし、近隣の住民や宿泊者にとって安全で安心な民泊施設を増やす狙い。

大田区は同日、民泊条例を全国で始めて施行し、2件の申請を受け付けた。